

# 公益財団法人長崎県国際交流協会

## 通訳・翻訳ボランティア登録制度設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国際交流を推進するに当たり、県民の協力を得て外国人との相互理解や友好親善を図ることを目的に、語学ボランティアとして積極的に国際交流活動に参加を希望する県民を対象に、長崎県国際交流協会（以下、「協会」という。）に「通訳・翻訳ボランティア登録制度（以下「制度」という。）」を設置することとし、その運営についての必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱で「通訳・翻訳ボランティア」とは、次に掲げる活動事業を通してボランティアを行うことをいう。

(1) ガイド 外国人の希望に応じて、長崎県内の観光案内等を行う。

(2) 通訳 協会が主催・共催・後援する行事及び協会が紹介する機関・団体等の活動における通訳を行う。

(3) 翻訳 協会及び協会が紹介する機関・団体等の依頼による翻訳を行う。

2 前項の活動事業は、すべて非営利事業であるものとする。

### (登録の要件)

第3条 通訳・翻訳ボランティアに登録できるのは、次のすべての要件を満たす者とする。

(1) 本制度の趣旨を理解し、熱意のある者

(2) ボランティア活動に支障を来たさない一定の語学力を有している者（英語は英検2級程度以上の語学力を有している者）

ただし、前条第1項第1号の「ガイド」については、観光施設についての知識を有し、通訳できる能力を有している者

(3) 長崎県内に在住する満18才以上の者（高校生を除く）（ただし、ウクライナ避難民支援についてはこの限りではない。）

(4) 長崎県内に2年以上居住している者（居住予定も含む）（ただし、ウクライナ避難民支援についてはこの限りではない。）

### (登録の申込)

第4条 通訳・翻訳ボランティアの登録を希望する者は、別に定める登録申込書により協会へ申し込みを行うものとする。

2 協会は、前項に規定する登録申込書を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定して、登録者名簿に登録するものとする。

### (登録の期間)

第5条 通訳・翻訳ボランティアの登録期間は、登録日から協会が定める年の3月31日までとし、2年間を超えないものとする。

2 協会は、2年に一度、通訳・翻訳ボランティア登録者（以下「登録者という。」）の更新を行うものとし、更新後の登録期間は2年間とする。なお、ウクライナ避難民支援については、日本国が、ロシアのウクライナ侵攻により避難民となったウクライナ人の受入支援を実施する期間を上限として行う。

### (登録の抹消)

第6条 協会は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消すものとする。

(1) 登録者本人から登録取り消しの申し出があったとき

(2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき

(3) 前2号のほか登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

(個人情報保護)

第7条 協会は、通訳・翻訳ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

2 登録者は、活動により知り得た他人の個人情報を漏らしてはならない。登録取り消し後も同様とする。

(利用手続)

第8条 本制度により通訳・翻訳ボランティアを利用しようとする者は、別に定める依頼申込書により、原則として3週間前までに協会へ申し込みを行うものとする。

2 協会は、前項の依頼申込書を審査し適当と認めたときは、登録者を対象に募集を行い、応募者の中から選定するものとする。

3 協会は、前項により通訳・翻訳ボランティアを選定したときは、速やかにその結果を応募した登録者及び依頼者に通知するものとする。

4 協会は、第1項の活動依頼を不適当と認めたとき、又は第2項により募集しても応募者がなかったときは、速やかにその結果を依頼者に通知するものとする。

(活動報告書の提出)

第9条 登録者が第2条第1項第1号の活動事業を行う場合は、活動終了後、ボランティア活動報告書を1週間以内に協会に提出するものとする。

(保険の加入)

第10条 協会は、登録者の第2条第1項第1号及び第2号の活動事業中の万一の事故に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入し、その費用を負担するものとする。

(報酬及び費用の負担)

第11条 通訳・翻訳ボランティアは、原則として無報酬とする。ただし、活動を行うための交通費及び必要な経費については、活動の依頼者が負担するものとする。

(責務)

第12条 通訳・翻訳ボランティアの依頼者及び登録者は、活動中に事故等が起こることのないよう十分配慮しなければならない。

(免責)

第13条 登録者が第2条第1項第1号及び第2号の活動中の事故等により被った損害については、第10条の保険から支払われる金額を限度とする。

2 協会は、登録者の活動不履行等により依頼者が被った損害について、その賠償の責を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。